_主 _ _ 文

本件控訴はこれを棄却する。 当審の未決勾留日数中百日を被告人が言渡された本刑に算入する。 当審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は末尾に添附してある被告人本人及び弁護人岸星一各作成名義控訴趣意書と題する書面記載の通りである。これに対し当裁判所は左の如く判断する。

弁護人の論旨第一点について。

同論旨第三点について。

刑事訴訟法第三百一条には所謂自白調書は犯罪事実に関する他の証拠が取調べられた後でなければその取調べを請求することができない旨記載してあるから先づ他 の証拠の取調が施行されてから後に自白調書の取調べの請求をなすべきである、 かるに原審第二回公判調書によると検察官は他の証拠の取調べを請求しその証拠が 許容施行せられない内に右請求に続いて所謂自白調書の取調べの請求をしている (この請求自体の順序もしかく明瞭ではないが調書に記載せられた順序と後に検察 官が順次朗読したとある記載から僅に推察せられる)この請求は違法である。しか しながら右第三百一条の趣旨は裁判官に予断を抱かせないための規定であるから請求の順序自体に重点があるのでなく証拠調の順序に主たる意義があり請求の順序に 違法の点があつても証拠調の施行について右の順序を誤らなければ予断を以て他の 証拠の取調をするといううれいはないのであるから、〈要旨第二〉検察官が他の証拠 調べの施行前に自白調書の取調べの請求をなした違法は被告人又は弁護人が右請求 をなした〈/要旨第二〉直後異議の申立をしなければ刑事訴訟法第三〇九条刑事訴訴規 則第二百六条第一項により責問権の放棄として救済せられるものと解するのが相当 である。同公判調書を見ると検察官は前記の如く証拠調べの請求をなしこれに対し被告人及び弁護人は「書類の成立について異議なく証拠とすることに同意し且つ証 拠調をなすに異議ない」と述べ裁判官の証拠採用の決定に基き検察官は請求の書類 を請求の順序に従つて朗読した旨の記載があつて自白調書は他の証拠を取調べた後 になされたことが窺われるから証拠の取調については順序を誤つておらず検察官の 証拠取調べの請求について被告人及び弁護人は異議ない旨述べているから右検察官 の証拠取調請求についての違法はこれによつて治癒せられたものというべきであ る。尚前記公判調書によると右自白調書の証拠調べが施行せられて後司法警察員の 意見書等が朗読せられているが意見書自体は証拠書類ではないのであるからその朗 読は証拠調というべきものではない。以上の理由によつて本論旨も採用しない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)